

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項 : 第7条第2項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
原 権 者 : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日 (うち経由期間7日) (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 現に警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係 (電話097-536-2131) 現に警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :